

みよし市固定資産評価審査委員会会議録

日時 令和5（2023）年3月22日（水）

開会 午後2時

閉会 午後2時20分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者（固定資産評価審査委員会委員）

委員長 中 嶋 茂

委員 金 子 晃

委員 原 田 憲 秀

（事務局）

総務部部长 深 谷 正 浩

総務部次長兼総務課課長 小野田 浩 司

総務部副参事 服 部 誠

書記（総務課副主幹） 林 航 平

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 令和4（2022）年度審査申出状況について

(2) 固定資産評価審査委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する委員の指定について

3 その他

(1) みよし市固定資産評価審査委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について

(2) 令和5（2023）年度固定資産評価審査委員会運営研修会について

名前	内容
小野田次長	<p>定刻になりましたので、ただ今から固定資産評価審査委員会を開催します。本日の会議は、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、御報告をさせていただきます。はじめに、中嶋委員長から御挨拶をお願いしたいと思います。</p>
中嶋委員長	<p><挨拶></p>
小野田次長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、中嶋委員長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
中嶋委員長	<p>進行を務めさせていただきます中嶋でございます。よろしく申し上げます。それでは、議題（１）「審査申出状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
林書記	<p>議題１点目について説明させていただきます。資料は１ページを御覧ください。</p> <p>令和４年度の審査申出の状況となります。審査申出ができる期間は、地方税法第４３２条第１項の規定によりまして、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後３月を経過する日までとなっております。令和４年度の納税通知書の発送日は、４月１日でありましたので、通常であれば遅くとも４月７日までには郵便が到着しているものと推定されますので、７月７日までが審査申出期間となりますが、この期間までに申出はございませんでした。</p> <p>以上で議題１点目の説明とさせていただきます。</p>
中嶋委員長	<p>ただ今の説明について、何か御質問等はございますでしょうか。</p>
中嶋委員長	<p>質問がなければ、次の議題に進みたいと思います。議題（２）「固定資産評価審査委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する委員の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
林書記	<p>議題２点目について説明させていただきます。資料３ページを御覧ください。</p> <p>委員長につきましては、昨年３月３１日から、中嶋委員長に務めていただいておりますが、みよし市固定資産評価審査委員会条例第２条第５項にございますように、任期が１年となっておりますので、令和</p>

	<p>5年3月30日をもって、委員長の任期が満了となります。本日の委員会では、本年3月31日から来年3月30日までを任期とする、次期委員長を決めていただきたいと思います。条例第2条第2項にございますように、委員長は委員の選挙によって選ぶこととされております。次に、同じく第2条第4項におきましては、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合に、委員長の職務を代理する委員を、委員長があらかじめ指定することとされておりますので、委員長が決まりましたら、委員長から職務を代理する方を御指名いただきたいと思います。</p> <p>それでは、はじめは、委員長を決めていただきたいと思います、どなたかいかがでしょうか。</p>
金子委員	原田委員がよいと思います。
林書記	皆様、いかがでしょうか。
各委員	異議なし
林書記	それでは、3月31日から1年間、原田委員に委員長を務めていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
原田委員	はい、分かりました。よろしくお願いいたします。
中嶋委員長	議事を続けます。次に、委員長の職務代理ですが、先程事務局から説明がありましたように、委員長から指定すると規定されておりますので、原田委員から御推選をいただきたいと思います。
原田委員	中嶋委員にお願いします。
中嶋委員長	はい、分かりました。
中嶋委員長	職務代理は、中嶋委員に決定しました。よろしくお願いいたします。
中嶋委員長	議題は、以上となります。それでは、その他に移ります。(1)「みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。
林書記	その他(1)のみよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定につきまして、説明させていただきます。

資料3 ページを御覧ください。

まず、現在、みよし市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報につきましては、「みよし市個人情報保護条例」と5ページにあります「みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程」において市長が定める「みよし市個人情報保護条例施行規則」の例によるとし、市長部局と同様の取り扱いをしております。

3ページの背景に戻っていただきまして、このように、地方自治体の個人情報保護制度につきましては、これまでは地方自治体は、地方自治体ごとに定めた条例等に基づいて運用しており、また、国や民間事業者もそれぞれ別の法律に基づいて運用しておりました。それが、個人情報保護制度の見直しが行われ、まず、この令和4年度に、国や民間事業者それぞれに定められていた法律が「個人情報の保護に関する法律」に1本化されました。そして、令和5年度からは、1本化された「個人情報の保護に関する法律」の適用対象に地方自治体も加わり、この法律に基づき、全国一律に個人情報保護制度を運用することとなりました。そのため、みよし市においては、現行の「みよし市個人情報保護条例」は、その役割を終えたため、廃止することとし、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するため、開会中の令和5年第1回みよし市議会定例会に条例制定議案を提案しております。

趣旨ですが、今回、みよし市個人情報保護条例を廃止することとなりましたので、条例に基づいて固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の取扱いについて定めていた、現在の固定資産評価審査委員会の規程についても廃止することとします。ただ、法律と新たな条例の規定に基づき、固定資産評価審査委員会が規程で定める事項が引き続きございますので、法律と新条例に基づく新たな固定資産評価審査委員会規程として、この規程を制定することとしております。

内容でございますが、規程で定める事項としましては、参考の表の内容に部分に記載しているものになるのですが、市全体で取扱いを統一するために、個別に定めるのではなく、これまでと同様に、市長が定める規則の例による。としております。

施行期日につきましては、令和5年度から新制度での運用が始まりますので、令和5年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

中嶋委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

中嶋委員長

質問がなければ、次に進みたいと思います。その他の(2)「令和4

林書記	<p>年度固定資産評価審査委員会運営研修会について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>続きまして説明をさせていただきます。資料は、6ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、毎年、資産評価システム研究センターが開催している、研修会の案内となります。令和4年度は、9月に石川県金沢市での研修に各委員ご参加いただき、ありがとうございました。令和5年度は、オンラインでの研修とされていますので、各委員には期間中の御都合の良い時にご参加いただきたいと思います。詳細がわかりましたら、改めて皆様に連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p>
中嶋委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
中嶋委員長	<p>このほか質問よろしいですか。質問等なければ、本日の会議については、終了となります。</p>
小野田次長	<p>本日、予定していました日程は以上となります。ありがとうございました。4月以降、審査申出がありましたら、日程調整をさせていただきますながら委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。</p>